証券コード 3909 2023年3月7日

(電子提供措置の開始日 2023年2月28日)

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目9番9号株式会社ショーケース 代表取締役社長 永田豊志

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、アクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.showcase-tv.com/ir/stock/stock_info/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サービス)にアクセスしていただき、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、株主総会招集通知ページ/株主総会資料ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?show=show

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、本総会につきましては、 株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い 申し上げます。

当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考 書類をご検討の上、2023年3月20日(月曜日)午後7時までに議決権を行使いただ くようお願い申し上げます。

郵送又はインターネットによる議決権行使、及び本総会における新型コロナウイル ス感染症拡大防止対策については3頁以降をご確認ください。

敬具

記

1.日 時 2023年3月22日 (水曜日) 午前10時 (受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。)

2. 場 所

東京都港区赤坂九丁目7番2号 東京ミッドタウン ミッドタウン・タワー4階カンファレンス「Room7」 (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項報告事項

- 1. 第27期 (2022年1月1日から2022年12月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第27期 (2022年1月1日から2022年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役7名選仟の件

第3号議案

監査役1名選任の件

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

以上

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、 法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書類は監 査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

「株主資本等変動計算書」 「株主資本等変動計算書」

[個別注記表]

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び 修正後の事項を掲載させていただきます。

当日は、本株主総会終了後、同会場にて当社へのご理解をより深めていただくために経営戦略説明会を開催いたします。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について>

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、 株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

- (1)ご高齢の方や基礎疾患がある方におかれましては、本総会へのご来場をお控え くださるようご推奨申し上げます。また、健康な方におかれましても、感染予 防の観点より慎重にご判断ください。
- (2)本総会の議決権につきましては、可能な限り書面(郵送)又はインターネットによる事前行使をお願い申し上げます。
- (3)当日の模様は、インターネットによるライブ配信でご覧いただけます。 また、本総会に関する事前質問もお受け付けいたします。 (詳細は次頁以降をご参照ください。)
- (4)本総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用をお願いいたします。
- (5)株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性があり、ご来場いただいても、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- (6)当日は、37.0度以上の発熱がある方や体調の優れない方等のご入場を制限させていただきます。
- (7)お土産のご用意はございません。
- (8)本総会に出席する取締役、監査役及び運営メンバーは、壇上で発言する者を除き、マスク着用等感染予防策を講じた上で対応させていただきます。
- (9)本年度の株主総会は、規模を短縮・縮小して実施いたします。
- (10)本総会の目的事項に関するご質問を事前に当社ウェブサイトにて承ります。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、株主総会で取り上げさせていただく場合がございます。
- (11)新型コロナウイルス感染症拡大の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトでお知らせいたします。ご出席いただく場合は事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 事前のご質問の受付について

株主の皆様からの、第27期定時株主総会への事前のご質問を、ウェブサイトにてお受け付けいたします。株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして、第27期定時株主総会で取り上げさせていただく場合がございます。

株主総会で取り上げることができなかったご質問につきましては、今後の経営の参考とさせていただきます。

受付締切:2023年3月20日(月曜日)午後7時まで

事前質問登録フォームURL:

https://form.omotenashi-suite.com/15/entry-form?formId=7a2e58e3-0e2b-4997-b130-d37f239fba16

QR⊐-ド:



※こちらの事前質問フォームは、当社「おもてなしSuite」を使用して作成したものです。

操作方法:

- ①ページにアクセスし、【株主番号9桁】を半角英数字でご入力の上、質問事項を1 枠300文字以内でご記載ください。
 - ※300文字を超えて入力するとエラーが表示されます。
 - ※ご質問は1枠につき1つにてお願いいたします。
- ②ご質問の入力が終わりましたら、「確認画面へ」を選択してください。
- ③内容を確認し、「送信」を選択してください。
- ④送信完了画面が表示されたら、事前質問の登録は完了となります。 そのままブラウザ・タブを閉じていただいて構いません。

株主総会当日のライブ配信について

当日、外出をお控えしている株主様や遠方の株主様へ向けて、ライブ配信を予定し

ております。 ライブ配信をご覧になる際は、下記の案内ページURLかQRコードよりアクセスいた だき、【登録ログイン】ボタンより下記の操作をお願いいたします。

※お手元に議決権行使書をご用意ください。

株主総会実施日時:2023年3月22日(水曜日)午前10時

案内ページURL: https://shareholders.showcase-tv.com/

ORコード:



※こちらのシステムは、当社「ProTech ID Checker」の一部技術を応用して作成 したものです。

株主総会のライブ配信閲覧について

● スマートフォンを使用する場合

登録

・ログイン



「議決権行使書」に記載された 株主番号をスマートフォンまた はPCのカメラで撮影します。

登録するために、ご自身の顔を 撮影します。

ログインするため再び、ご自身 の顔を撮影します。

オンライン配信を閲覧でき ます。

議決権行使方法のご案内 3.

当日ご出席されない場合



郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着 するようご返送くだざい。議決権行使書面において、議案に賛否の表示 がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただ きます。

こらす。 ※ライブ配信をご覧になる際に株主番号が必要となります。 事前に書面にて議決権行使をされ、当日にライブ配信を視聴される場合、議決権行使書の投函前に、ライブ配信への視聴登録を完了させてく ださい。方法は5頁を参照ください。

行使期限 2023年3月20日(月曜日)午後7時必着



「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取 ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2023年3月20日(月曜日)午後7時まで



インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信くださ い。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2023年3月20日(月曜日)午後7時まで

当日ご出席される場合



株主総会への出席

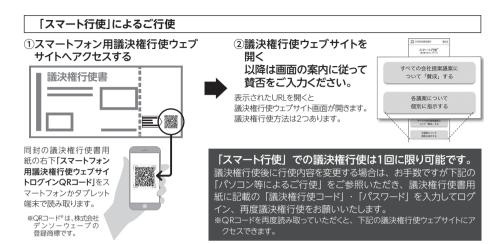
当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出く ださい。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願 い申し上げます。

株主総会日時 2023年3月22日(水曜日)午前10時開催

※書面による議決権行使とインターネット(「スマート行使」を含む)による議決権行使が重複して為 された場合は、到着日時を問わず、インターネット(「スマート行使」を含む)によるものを有効な議 決権行使として取り扱わせていただきます。

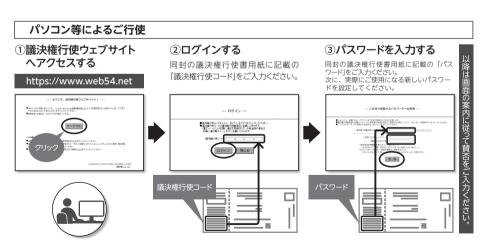
※インターネット(「スマート行使」を含む)による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行 われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について



インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意の上、アクセスをお願いいたします。



- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

<株主総会にご出席される株主様へ>

- ・ご出席される株主様におかれましては、ご入場前の手指の消毒及びマスク着用等 のご協力をお願いいたします。
- ・当社の判断に基づき、発熱がなくとも咳等の症状を有する株主様に対しましては、ご入場をお断りしたり、ご帰宅いただく等、必要な措置を講じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・本「招集通知」及び同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、議決権行使書用 紙を会場受付にご提出ください。

事業報告

(2022年1月1日から) (2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、各種政策の効果等により景気の持ち直しが期待されるものの、ウクライナ情勢等により国内外において経済活動への影響が懸念され、経済活動が抑制されるなど、先行き不透明な状況が続いております。当社グループでは、「おもてなしテクノロジーで人を幸せに」をコアバリューに据え、「企業と顧客をつなぐDXクラウドサービス」をコンセプトに事業を推進しています。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、リモートワーク等の働き方改革、デジタルトランスフォーメーション(以下、「DX」という)・SaaSビジネスへの関心の高まり、不正口座利用問題による本人確認(eKYC等)や多要素認証(MFA:Multi-Factor Authentication)ニーズ等を受け、非対面取引に関する市場が急拡大しております。当社グループが事業展開する主要マーケットの1つである、国内デジタルマーケティング市場は、2020~2025年にCAGR(年平均成長率)7.2%の6,102億円(※1)と高い成長率が見込まれます。また、国内DX市場規模は、2030年には5兆1,957億円に拡大する見通しです。(※2)

また、企業と顧客のオンライン手続きを「見やすく、わかりやすく、安全に」するプラットフォーム構築サービス「おもてなしSuite」をリリースしており、当社のみならず、アライアンスやパートナーを積極的に活用しながら、認知向上や拡販戦略を練った上で、展開を実行いたしております。

今後も、これらの成長市場に対して、当社グループの培ったユーザビリティ の高い技術を活用し、社会の「不」を解消する価値の高いサービスを積極的に 提供してまいります。

なお、連結子会社は、投資関連事業を行う株式会社Showcase Capitalと情報通信関連事業を行う日本テレホン株式会社(東証スタンダード:9425 以下、「日本テレホン社」という)の2社となります。

※1:IDC 国内デジタルマーケティング関連サービス市場 セグメント別/ 産業分野別予測、2020~2025年より

※2:富士キメラ総研『2022デジタルトランスフォーメーションの市場の

将来展望 市場編、ベンダー戦略編』より

このような状況のもと、当連結会計年度における売上高は4,631,643千円(前年同期比190.5%増)、営業損失は530,602千円(前年同期は営業利益12,844千円)、経常損失は541,085千円(前年同期は経常利益77,809千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は526,332千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益59,756千円)となりました。

<SaaS事業>

2021年11月にリリースした戦略商品「おもてなしSuite」は、順調に販売を拡大しております。2022年7月には、株式会社ALBERT(東京都新宿区)から譲り受けた「AI・高性能チャットボット スグレス」をサービスラインナップに加え、機能を拡充いたしました。これにより、今まで以上に様々なニーズへの対応が可能となり、より幅広いお客様へとご提供できるようになりました。実際に、新たに自治体や大手製造業などの企業にご利用いただいております。

また、販売拡大戦略として、2022年6月にはテレビCM、7月からはタクシーCM広告を開始しており、10月に開催された日本最大規模のIT展示会 [Japan IT Week] では、会場最寄駅に広告を掲げるなどの施策を行いました。引き続きサービスの認知度向上に努めてまいります。

そして、「おもてなしSuite」は、サイボウズ株式会社(東証プライム:4776)が提供する「kintone (キントーン)」との連携実績が認められ、サイボウズオフィシャルパートナー(プロダクト)に認定されました。「おもてなしSuite」と「kintone」の連携により、専門的な知識がなくてもWebフォームの準備からデータ管理まで、オンライン上で簡単に手続きできる環境が実現します。今後も当社が培ってきたEFOやeKYC等の技術を活用し、更に利用者の利便性向上に努めてまいります。

「ナビキャストシリーズ」では、入力フォームの最適化サービス「フォームアシスト」も堅調に推移しております。当社のコンサルタントによるきめ細やかな提案もあり、期末時点の解約率は当社が目標としている1%未満の水準に収めることができました。

オンライン本人確認/eKYCサービス「ProTech ID Checker(プロテックアイディー チェッカー)」は、導入企業数が順調に増加しております。2022年は金融機関をはじめ、司法書士事務所、レンタルサイト運営会社、不動産クラウドファンディング会社など、多種多様な企業にご導入いただきました。引き続き、導入企業の増加と売上拡大を目指してまいります。

これらの取り組みにより、SaaS事業の最重要指標の1つであるMRR (Monthly Recurring Revenue、月次経常収益) は順調に成長しております。 以上の結果、SaaS事業全体における売上高は971,163千円(前年同期比3.2%増)、セグメント利益は291,352千円(前年同期比51.5%減)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高及びセグメント利益(営業利益)に与える影響はありません。

<広告・メディア事業>

(広告関連サービス)

広告関連サービスについては、従来から提供してきた運用広告関連サービスに加え、顧客のニーズに合わせたSNS広告運用サービス等の提供により、安定的に売上貢献をしております。

(オウンドメディア)

主力となるスマートフォン関連ニュース系メディア「bitWave」・「スマホのススメ」、新メディアであるプログラミングスクール紹介メディア「cody」が業績に大きく貢献しております。さらに、新メディアとして、仮想通貨関連メディア「Money Pitch」など、複数のメディアを開設いたしました。また、2022年5月より日本テレホン株式会社との共同事業の第一弾として、光回線・格安SIM・Wi-Fi・ホームルーターの総合メディア「ひかりチョイス」をスタートしております。

今期の注力事項としてメディア数の増加を掲げており、計画通りに進行しました。さらに、2022年9月の新型iPhone発売での送客も順調で、今年も国内最大級の送客数を達成することができました。メディア数増加による送客力の強化は今後も継続予定であり、更なる売上成長を目指してまいります。

以上の結果、広告・メディア事業全体における売上高は441,933千円(前年同期比3.0%減)、セグメント利益は69,441千円(前年同期比1.1%増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は26,075千円減少しております。セグメント利益(営業利益)に与える影響はありません。

<クラウドインテグレーション事業>

各業界の企業が持つ専門的な知識と、当社の持つSaaSプロダクト開発ノウハウを掛け合わせて、業界特化型DX支援開発を行っております。このスキームを用いて様々な業界への横展開が実現できております。株式会社プラップジャパン(東証スタンダード:2449)との合弁会社であるプラップノード株式会社が有する広報・PR支援SaaS「PRオートメーション」は安定的な追加開発により業績に貢献しております。この度、防災をDXするサービスとして、株式会社WAVE1(東京都杉並区)と共同で新たなVertical SaaSの開発を開始いたしました。株式会社WAVE1が得意とする消防設備業界の知見を活かし、ビルメンテナンスという切り口から業界のDXを支援してまいります。

以上の結果、クラウドインテグレーション事業全体における売上高は198,337千円(前年同期比11.5%増)、セグメント利益は50,887千円(前年同期比5.5%減)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は624千円減少しております。セグメント利益(営業利益)に与える影響はありません。

<投資関連事業>

投資関連事業を手掛ける「株式会社Showcase Capital」は、スタートアップと事業会社やVC・CVCをオンラインでマッチングするプラットフォーム「SmartPitch(スマートピッチ)」などを通じて、スタートアップ・エコシステムの形成の一助となる活動に取り組んでおります。

本招集通知提出日現在、登録数はスタートアップ企業側が430社超、事業会社等の投資家側も170社を超えました。このSmartPitchに登録するスタートアップの中から、先述の株式会社WAVE1と資本業務提携を行いました。クラウドインテグレーション事業において、当社の持つSaaS開発ノウハウと、業界知識を融合したサービスの提供に努めてまいります。

2022年10月に業務提携を開始したGazelle Capital株式会社(東京都目黒区)とは、お互いの強みである動画配信を軸に、共同のイベント運営やSmartPitchを通じたスタートアップの調達・提携支援を行っております。今後もスタートアップや事業会社各社の事業成長の支援を通じて収益化を目指してまいります。

以上の結果、投資関連事業全体における売上高は73,362千円(前年同期比267.9%増)、セグメント損失は19,295千円(前年同期はセグメント損失9,226千円)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高及びセグメント損失(営業損失)に与える影響はありません。

<情報通信関連事業>

情報通信関連事業を手掛ける日本テレホン社におきましては、中古スマート フォンの販売を中心としたリユース関連事業、キャリアショップを中心とした 移動体通信関連事業の2事業を展開しております。リユース関連事業は、新型 コロナウイルス感染症の影響による世界的な半導体不足が続き、また急激な円 安の影響等も受けたことにより、主力商品である高品質なリユースモバイル端 末の調達環境が不安定な状況が継続いたしました。移動体通信関連事業は、低 価格の新料金プランが普及する中、新規顧客獲得に向けた営業活動を継続実施 し、移動体通信事業者が求める店舗の評価向上に努めました。当社と日本テレ ホン社の共同事業の進捗としまして、2022年12月に第二弾となるリユースモ バイルのオンライン買取サービスを発表いたしました。当社の強みである入力 しやすいWebフォームと、本人確認に当社のeKYCサービス「ProTech ID Checker」を活用することで、端末のチェック・仮査定・オンライン本人確認 を全てブラウザトで完結する仕組みを構築しました。サービスは2023年1月よ り提供開始しております。また、2022年12月27日には中期経営計画「Next Beyond22-24 を見直し、リユース関連事業に経営資源を集中するため、キ ャリアショップ運営からの撤退を決定いたしました。今後は2022年8月に行っ たオフィス統合により、更なるコミュニケーション創出を図ってまいります。

以上の結果、情報通信関連事業全体における売上高は2,953,698千円、セグメント損失(営業損失)は193,115千円となりました。なお、前年同期は、日本テレホン社が連結対象でなかったため、情報通信関連事業における前年同期との比較は行っておりません。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高及びセグメント損失(営業損失)に与える影響はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は140,323千円であり、主なものは市場販売目的ソフトウエアの開発等によるもの121.141千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、銀行からの借入れにより、短期借入金300,000千円、長期借入金800,000千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。

事業報告

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 当社は、2022年7月1日付けで株式会社ALBERTが営むAIを用いたチャットボットサービス「スグレス」に関する事業を譲り受けております。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ② 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

×	分	2019年度 第24期	2020年度 第25期	2021年度 第26期	2022年度 (当連結会計年度) 第27期
売 上	高	1,508,711千円	1,530,069千円	1,594,442千円	4,631,643千円
経常利経常損	益 又 は 失 (△)	△14,206千円	58,860千円	77,809千円	△541,085千円
親会社株主に帰属す 親会社株主に帰属する		△183,166千円	25,933千円	59,756千円	△526,332千円
1株当たり当身 1株当たり当期		△27.02円	3.75円	6.98円	△61.43円
総資	産	2,228,744千円	2,949,802千円	2,684,288千円	4,002,856千円
純 資	産	949,445千円	2,170,297千円	2,180,285千円	2,275,678千円

⁽注)「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている当期の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、Webマーケティング企業としては勿論のこと、多様な人々のニーズに応え課題解決が可能なテクノロジーカンパニーとして、パフォーマンスの高いサービスを開発・提供し、顧客からの信頼を向上させ、収益基盤をより強化する必要があると認識しております。そのために、当社グループは、以下の8点を主な経営の課題として認識しております。

① 既存事業の収益の拡大

当社グループは、インターネットを通じてサービスを提供することが主な収益基盤の事業となっておりますが、これらの事業の安定的・継続的な発展が不可欠なものであると考えております。そのためにも継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後、機能面において継続的な改善、また、保守管理体制の強化により、更に信頼性を高め既存事業の収益基盤の拡大を行ってまいります。

② 認知度の向上

当社グループは、収益基盤強化のため、オンライン手続きプラットフォームサービス「おもてなしSuite」、Webマーケティングの最適化サービス「ナビキャストシリーズ」やオンライン本人確認サービス「ProTechシリーズ」、その他サービスの認知度の向上を図ることが必要であり、これらの認知度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社グループとしましては、昨年に引き続き積極的な広報活動やマーケティングを実施することにより認知度向上を目指してまいります。

③ 新規事業及び新商品開発による収益基盤の拡大

当社グループは、急激な事業環境の変化に対応し、競合他社に比べて更なる 収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須である と考えております。そのため、業界の動向を注視しつつ、また、クライアント の潜在需要をいち早く読み取り、商品戦略への取組み強化、出資先企業との協業によって、新規事業及び新商品開発に積極的に取り組むことで、更なる収益 基盤の拡大を行ってまいります。

④ M&A等の投資によるシナジー創出

当社グループは、今後の新規事業展開や既存事業拡大を加速させていく上で、M&A戦略による事業シナジーの創出やパートナー企業、スタートアップ企業が保有する技術などへの投資が必要と考えており、今後も投資活動を行っていく方針であります。そして、連結子会社である日本テレホン社とのグルー

プ間連携を強化し、両社の強みを融合した新事業・新サービスの創出を目指してまいります。また、投資活動に関する専門業者からの支援や、投資検討委員会と取締役会を経た検討フローや投資基準の更なる厳格化などを実施し、精度向上にも努めてまいります。

⑤ 情報セキュリティ体制の強化

当社グループは、インターネットを通じてサービスを提供することを主な事業としております。強固なセキュリティを確保しつつ安定的なサービス提供を確保するには、サービス提供に係るシステムの安定的な稼働が重要であると認識しております。今後も引き続き、技術的セキュリティ向上のみならず、組織全体のマネジメント体制も含め、情報セキュリティ体制の継続的な改善に努めてまいります。

⑥ 技術革新への対応

当社グループは、新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上重要な要素であると認識しております。業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。また、パートナー企業との連携強化や、オープン・イノベーションへの取組みに注力することで、技術革新に対応できる体制強化に取り組んでまいります。

⑦ 人材の確保

当社グループが今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が激しさを増し、今後も安定した人材確保には厳しい状況が続くものと思われます。採用市場における認知度向上により、競争力の強化を図るとともに、魅力のある職場環境を構築し、社員の能力やモチベーション向上に資するため、研修制度の強化、福利厚生の充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑧ 内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(4) 重要な子会社の状況 (2022年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主な事業内容
株式会社Showcase Capital 10,000千円		100%	投資関連事業
日本テレホン株式会社	1,054,323千円	40.32%	情報通信関連事業

(5) 主要な事業内容(2022年12月31日現在)

事業	事 業 内 容
S a a S 事業	企業と顧客をつなぐオンライン手続きプラットフォーム「おもてなしSuite」、オンラインビジネスのコンバージョン率(成約率)向上を実現するWebマーケティング支援サービス「ナビキャストシリーズ」、オンライン本人確認サービス「ProTechシリーズ」を提供するソフトウエア事業
広告・メディア事業	IT関連情報メディア及び金融情報メディア等のメディア事業
クラウドインテグレーション事業	当社の持つSaaSプロダクト開発ノウハウと各業界の リーディングカンパニーの持つ知見を融合したDX支 援開発事業
投資関連事業	事業会社や投資家とスタートアップをつなぐプラットフォーム「SmartPitch」の運営事業、国内外における技術ベンチャー企業への投資事業、及び上場会社等への資金調達支援事業
情報通信関連事業	中古スマートフォンの販売事業及び通信キャリアショップの運営による移動体通信端末機器(携帯電話)の販売事業

事業報告

(6) 主要な営業所(2022年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社Showcase Capital	東京都港区
日本テレホン株式会社	大阪府大阪市北区

(7) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
156名	70名増

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。
 - 2. 日本テレホン社を連結子会社化したことに伴う影響となります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
92名	6名増	34.7歳	4.3年

⁽注) 上記従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借入先	借入残高	
株式会社りそな銀行	666,670千円	

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

事業報告

2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 21,480,000株 (2) 発行済株式総数 8,569,100株

(3) 株主数 3,994名

(4) 大株主

株 主 名	持株数	持 株 比 率
AI inside株式会社	1,771,100 株	20.67 %
森 雅弘	1,538,300 株	17.95 %
永田 豊志	1,190,200 株	13.89 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	372,700 株	4.35 %
倉員 伸夫	120,000 株	1.40 %
株式会社SBI証券	105,705 株	1.23 %
鈴木 智博	90,000 株	1.05 %
河邉 恭章	75,000 株	0.88 %
楽天証券株式会社	68,000 株	0.79 %
株式会社日本カストディ銀行(信託□)	49,900 株	0.58 %

⁽注) 当社は自己株式を保有しておりません。

⁽⁵⁾ その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

- 3. 会社の新株予約権等に関する事項
 - (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予 約権等の内容の概要 (2022年12月31日現在)

区分	2014年第5回 新 株 予 約 権
新株予約権の数	5個
保有人数	
当社取締役	-
当社監査役	1名 (うち社外監査役1名)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 2,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき188円
新株予約権の権利行使期間	自 2016年5月2日 至 2024年3月26日
新株予約権の主な行使条件	(注)

- (注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
 - ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 - ③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項(2022年12月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
永田 豊志	代表取締役社長広告・メディア事業本部担当役員	合同会社TRIPLEX 代表社員 日本テレホン株式会社 代表取締役会長 CEO
森 雅弘	代表取締役会長 クラウトインテクレーション事業部型領 コーポレート本部担当役員 内部監査室担当役員	株式会社インクルーズ 取締役 プラップノード株式会社 取締役
平野井 順一	取締役CFO	プラップノード株式会社 監査役 株式会社Showcase Capital 代表取締 役CEO 日本テレホン株式会社 取締役CFO
中村 浩一郎	取締役 SaaS事業本部担当役員	
矢部 芳一	取締役	
柳雅二	取締役	ケミプロ化成株式会社 社外取締役
渡久地 択	取締役	Al inside株式会社代表取締役社長CEO兼CPO Toguchi Estate株式会社代表取締役
小野和典	常勤監査役	株式会社インクルーズ 監査役 株式会社アクル 監査役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
南方 美千雄	監査役	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 株式会社みた経営研究所 社外監査役 橋本不動産株式会社 社外取締役 株式会社ブローバルエナジーハーベスト 社 外取締役 株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス 社外取締役 ポーターズ株式会社 社外監査役 税理士法人マーヴェリック 代表社員 エバステム株式会社 監査役 フォビジャパン株式会社 社外監査役
小島大	監査役	小島大税理士事務所 所長 プライムエージェント合名会社 代表社員 チェック・コンサルタント株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役矢部芳一氏、取締役柳雅二氏、取締役渡久地択氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役小野和典氏、監査役南方美千雄氏、監査役小島大氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役南方美千雄氏は公認会計士資格を有しており、また、監査役小島大氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役矢部芳一氏、取締役柳雅二氏、監査役小野和典氏、監査役南方美千雄氏、監査役小 島大氏につきましては、東京証券取引所に、独立役員として届け出ております。
 - 5. 2022年3月23日開催の第26期定時株主総会において、中村浩一郎氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 責仟限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険(D&〇保険)の契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填するものであり、1年ごとに契約内容を見直し、契約を更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」という。)を次のとおり決議しております。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、2021年2月25日開催の取締役会で定めた方針に沿って整合させていますので、報酬等の内容決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ.基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的成長と企業価値の中長期的向上を動機づけるものとし、職務執行上妥当な水準を確保・維持することを基本方針としております。

取締役の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成されております。

口.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、会社の業績や経営内容、経済情勢等を踏まえ、各取締役の職位や職務執行に対する評価を総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長永田豊志がその具体的内容について委任を受けるものとし、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内で、各取締役の個人別の基本報酬を決定するものとしております。

この権限を代表取締役社長に委任した理由は、会社全体の業績及び取締役の職責と担当を勘案して個人別の報酬額を決定するにあたり、当社代表取締役社長がもっとも適任であると判断したためであります。

二.非金銭報酬等の額の又は算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬としての株式報酬は、譲渡制限付株式としております。株式報酬制度については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として支給するものとしております。取締役への支給時期及び配分については、取締役の業績の動向や今後の見通し等を勘案の上、2013年7月19日開催の臨時株主総会において決議いただいた(年額300,000千円以内)範囲内での合

理的な金額を、取締役会において決定いたします。

ホ.業績連動報酬等の又は算定方法の決定に関する方針 該当事項はありません。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	区 分		人数	支 給 額
取	締	役	7名	59,601千円
(うち社外取締役)		受)	(3名)	(5,400千円)
監	査	役	3名	9,600千円
(うち社外監査役)		(うち社外監査役) (3名)		(9,600千円)
合 計		合 計 10名		69,201千円
(うち社外役員分)			(うち社外役員分) (6名)	

⁽注) 取締役の報酬限度額は、2013年7月19日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議をいただいております。また監査役の報酬限度額は、同株主総会において、年額100,000千円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(内社外取締役0名)、監査役の員数は3名(内社外監査役3名)であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏 名	他の法人等との兼任状況
取締役	矢 部 芳 一	
取締役	柳 雅二	ケミプロ化成株式会社 社外取締役
取締役	渡久地 択	Al inside株式会社 代表取締役社長CEO兼CPO Toguchi Estate株式会社 代表取締役
監査役	小野和典	株式会社インクルーズ 監査役 株式会社アクル 監査役
監査役	南方 美千雄	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 株式会社みた経営研究所 社外監査役 橋本不動産株式会社 社外取締役 株式会社グローバルエナジーハーベスト 社外取 締役 株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス 社外取締役 ポーターズ株式会社 社外監査役 税理士法人マーヴェリック 代表社員 エバステム株式会社 社外監査役 フォビジャパン株式会社 社外監査役
監査役	小島大	小島大税理士事務所 所長 プライムエージェント合名会社 代表社員 チェック・コンサルタント株式会社 代表取締役

⁽注) 上記兼任先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	活 動 状 況
取締役	矢 部 芳 一	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づく見地からの意見や疑問点を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っており、期待された役割を果たしております。
取締役	柳雅二	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席いたしました。金融業界における長年の経験や実績に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っており、期待された役割を果たしております。
取締役	渡久地 択	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づく見地からの意見や疑問点を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っており、期待された役割を果たしております。
監査役	小野和典	当事業年度開催の取締役会16回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。社内の重要な会議体などにも積極的に参加し、経営全般に関する業務執行の豊富な経験からコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの意識、見識に基づく、助言・提言を行っており、期待された役割を果たしております。
監 査 役	南方美千雄	当事業年度開催の取締役会16回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士として主に会社の会計全般について、培ってきた専門的な見識に基づく、助言・提言を行っており、期待された役割を果たしております。
監査役	小 島 大	当事業年度開催の取締役会16回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。税理士として主に税務について、培ってきた専門的な見識に基づく、助言・提言を行っており、期待された役割を果たしております。

⁽注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 RSM清和監査法人

(2) 報酬等の額

区分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,625千円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,625千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切である かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断 をいたしました。
- (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する 議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
 - ① 取締役は、当社グループが共有すべきルールや考え方を表した会社理念を通じて、当社グループにおける企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的に掲げている当社グループの「行動指針」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図ります。
 - ② 内部監査室は、「経営理念」及び「行動指針」の周知徹底のための活動を行い、当社及びその子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
 - ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
 - ④ 内部監査室及びコンプライアンス委員会を通じて、当社グループにおける法令違反又は「経営理念」若しくは「行動指針」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
 - ⑤ コンプライアンス委員会は、当社グループにおける不正行為の原因究明、再 発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部 監査室は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
 - ⑥ コンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口(以下「ヘルプライン」という)を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処します。当社及びその子会社は、ヘルプラインを通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由に不利な取り扱いを行いません。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成、保存、管理します。
 - ② 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施します。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループは、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、 当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
 - ② 当社及びその子会社は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
 - ③ 内部監査室は、当社及びその子会社が実施するリスク管理が体系的かつ効果 的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行います。
 - ④ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項 については、内部監査室において十分な審議を行うほか、特に重要なものに ついては取締役会において報告します。
 - ⑤ 当社及びその子会社は、当社グループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに内部統制推進部門にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役に報告します。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、当社グループの中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
 - ② 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲します。
 - ③ 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合 は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織の 変更を行うことができることとします。
- (5) 従業員のコンプライアンスを確保するための体制
 - ① 当社グループの従業員が業務を行うにあたり倫理綱領を法令及び定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。
 - ② 当社及びその子会社における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。また、必要に応じた内部監査体制を整備することができることとします。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

- (7) 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監 査役の職務を補助するため、当社グループの従業員の中から選び、専任の従 業員として配置することができることとします。
 - ② 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとします。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
 - ② 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができることとします。
 - ③ 監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取り扱いも受けないこととします。
 - ④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用等を当社グループが負担します。
- (9) 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ① 反社会的勢力対策規程において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社 グループの取締役及び使用人に対し周知徹底を図ります。
 - ② 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、概要を具体化するための体制及び規程等を整備し、それらを当社の役職員に周知徹底しております。また、当社はコーポレート・ガバナンスを徹底することが企業価値の最大化に資することとなると考えております。当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役を含む取締役と社外監査役を含む監査役で構成され、また「取締役会規程」に基づき原則月1回取締役会を開催しております。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論した上で決定し、取締役の業務の執行状況の監督を行っております。

(2) 監査役の職務の執行について

監査役は、会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、代表取締役と定例的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行い、監査役監査の実効性の確保に努めております。また当社は、「監査役会規程」に基づき原則月1回の監査役会を開催しており、経営の妥当性、適正性、業務の有効性と継続性に関して審議検証し、また、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るため、適宜経営に対して助言、提言を行いました。また、監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。2カ月に1回、また必要に応じて開催されるコンプライアンス委員会は、取締役、各部門長に相当する者が参加し、会社に対しての法令・定款違反をはじめとしたコンプライアンス違反を未然に防止するとともに、違反が生じた場合でも速やかに対応することで被害を最小限に留めるよう情報収集に努めております。当事業年度においては、コンプライアンス意識の一層の向上のため、全従業員に向けたコンプライアンス研修を4回開催し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。また、内部通報窓口を内部監査室及び外部弁護士事務所に設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(4) 当社及び当社グループ会社からなる企業集団における業務適正を確保するため の体制について

当社内部監査室が当社グループにおける内部統制の統括的な推進・管理を行っております。また実施した子会社の内部監査結果を子会社の代表取締役に報告をしております。

(5) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを反社会的勢力対策規程において規定しております。またコンプライアンス研修を実施することで、役員及び使用人に遵守させています。新規取引先企業と反社会的勢力との関係排除について規定した契約書を取り交わし、取引開始前に反社会的勢力との関係性が無いかにつき、データベースを利用し確認を実施しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、同項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に規定しております。

また、当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、今後の事業展開に向けた内部留保についても勘案しながら、業績を反映した水準で利益還元について検討することを基本方針としております。

しかしながら、繰越利益剰余金が欠損の状況にあり、財務基盤の安定を最優先とすることから、配当を見送る予定です。当社は、早期の業績の回復と復配に向けて全力で取り組んでまいります。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,994,515	流動負債	1,010,554
現 金 及 び 預 金	1,635,450	買掛金	153,433
売 掛 金	548,812	短 期 借 入 金	300,000
契 約 資 産	90,561	1年内返済予定の長期借入金	284,846
営業投資有価証券	111,150	未払法人税等	13,510
商品	464,586	契 約 負 債	14,080
仕 掛 品	60	賞 与 引 当 金	9,650
そ の 他	155,095	そ の 他	235,034
貸倒引当金	△11,200	固 定 負 債	716,623
固 定 資 産	1,008,340	長期借入金	619,996
有 形 固 定 資 産	79,477	役員退職慰労引当金	12,882
建物及び構築物	32,823	退職給付に係る負債	34,518
リース資産	29,643	繰 延 税 金 負 債	12,412
そ の 他	17,010	そ の 他	36,814
無形固定資産	710,411	負 債 合 計	1,727,177
の れ ん	439,648	(純資産の部)	
ソフトウエア	204,478	株 主 資 本	1,598,720
そ の 他	66,284	資 本 金	954,239
投資その他の資産	218,452	資本 剰余金	863,213
投資有価証券	73,625	利 益 剰 余 金	△ 218,732
敷金及び保証金	125,084	# + = # > + /	(7(050
そ の 他	32,786	非支配株主持分	676,958
貸 倒 引 当 金	△13,044	純 資 産 合 計	2,275,678
資 産 合 計	4,002,856	負債純資産合計	4,002,856

連結損益計算書

(2022年 1 月 1 日から) 2022年12月31日まで)

				(単位:十円)
	科		金	額
売	上	高		4,631,643
売	上原	価		2,936,086
	売 上 総	利 益		1,695,556
販	売費及び一般管	理 費		2,226,158
	営 業 損	失 (△)		△530,602
営	業 外 収	益		
	受 取	 利 息	556	
	為替	差益	5,500	
	投資事業組	合運用益	11,464	
		金戻入額	10,899	
	え B 37	也	3,629	32,051
営	業外費	用	3,023	32,031
-	支払	利息	9,292	
	支払手	数料	25,978	
	え	他	7,263	42,534
	経常損	失 (△)	7,205	△541,085
特	別 利	益		△541,005
11	一 	业 険 金	30,000	
	主要株主株式短期		18,459	
	主要体主体式短期		· ·	52,028
业生		他	3,569	52,020
特	別損	失	710	
	固定資産	除却損	712	
	減損	損 失	43,056	
	支 払 手	数料	34,570	
		ティ対策費	75,081	
	その	他	22,197	175,618
	税金等調整前当期			△664,676
		込び事業税	8,199	
	法 人 税 等	調整額	3,228	11,427
	当 期 純 損			△676,104
	非支配株主に帰属する			△149,772
	親会社株主に帰属する	当期純損失(△)		△526,332

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,357,481	流動負債	747,089
現 金 及 び 預 金	968,878	買 掛 金	15,154
売 掛 金	206,095	短期借入金	300,000
契 約 資 産	90,561	1年内返済予定の長期借入金	244,850
仕 掛 品	60	リース債務	9,296
前払費用	31,306	未 払 金	137,550
その他	71,394	未払費用	12,714
 貸 倒 引 当 金	△10,815	未払法人税等	5,660
固定資産	1,675,113	前 受 金	12,171
有 形 固 定 資 産	75,918	預りの金	8,812
建物	32,823	そ の 他	880
工具、器具及び備品	13,451	固定負債	543,985
	29,643	長期借入金	506,654
無形固定資産	476,455	リース債務	24,919
		繰延税金負債	12,412
	207,806	負 債 合 計	1,291,074
ソフトウェア	202,364	(純資産の部)	
そ の 他	66,284	株 主 資 本	1,741,520
投資その他の資産	1,122,739	一 資 本 金	954,239
投資有価証券	30,000	資本 剰 余 金	934,689
関係会社株式	829,290	資本準備金	934,239
敷金及び保証金	92,760	その他資本剰余金	450
関係会社長期貸付金	173,280	利益剰余金	△147,409
そ の 他	9,451	その他利益剰余金	△147,409
貸 倒 引 当 金	△12,042	繰越利益剰余金	△147,409
		純資産合計	1,741,520
資 産 合 計	3,032,595	負債純資産合計	3,032,595

損 益 計 算 書 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)

	科					金	額
売		上		高			1,620,763
売	上	原	京	価			389,725
	売	上	総	利	益		1,231,037
販	売 費 及	び一般	设管 理	里費			1,549,229
	営	業 技	員	失	(△)		△318,191
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	1,790	
	投 資	事 業	組台) 運	用益	11,464	
	貸 倒	引 븰	金	戻	入 額	10,899	
	そ		\mathcal{O}		他	1,715	25,870
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	4,659	
	支	払	手	数	料	1,100	
	そ		\mathcal{O}		他	3	5,763
	経	常 排	員	失	(△)		△298,084
特	別	禾	ij	益			
	受	取	保	険	金	30,000	30,000
特	別	捎	Ę	失			
	減	損		損	失	6,995	
		2 キュ	リテ	イ文	対策費	75,081	
	そ		\mathcal{O}		他	3,751	85,828
	税引			損失			△353,912
	法人称	. 住月	民税 及	爻 び 🛚	事業 税	2,290	
	法人	税	等	調	整額	4,113	6,403
	当 期	純	損	失	(△)		△360,316

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社ショーケース 取締役 会 御中

RSM 清 和 監 査 法 人 東 京 事 務 所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ショーケースの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、株式会社ショーケース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係 る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社ショーケース 取締役会 御中

RSM 清 和 監 査 法 人 東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 武 本 拓 也 業務執行社員 公認会計士 藤 本 亮 策務執行社員 公認会計士 藤 本 亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ショーケースの2022年1月1日から2022年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの 氷候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

- 1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類 等を閲覧し業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社につい ては、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必 要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10 月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に 応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正し く示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職 務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

株式会社ショーケース監査役会

常勤監査役(社外監査役) 小 野 和 典 ⑩ 監 査 役(社外監査役) 南 方 美千雄 ⑪ 監 査 役(社外監査役) 小 島 大 ⑩

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案理由
- (1) 今後の事業展開に備えるため事業目的を追加いたしたいと存じます。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条及び 第21条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締 役会において定める代表取締役に変更するものであります。
- (3) 業務拡大に伴う経営課題に対応できるよう、経営体制の強化を目的として新たに「取締役会長」を選定できる旨を追加するものであります(現行定款第20条第2項)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。) 現行定款 変更案 (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目 的とする。 的とする。 1. \sim 20. (条文省略) 1. \sim 20. (現行どおり) (新設) 21. 古物営業法に基づく古物営業 21. 前各号に附帯する一切の業務 22. 前各号に附帯する一切の業務 (招集権者及び議長) (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招 第13条 株主総会は、代表取締役がこれを招 集し、議長となる。 集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役 ② 代表取締役に事故があるときは、取締役 会においてあらかじめ定めた順序に従い、他 会においてあらかじめ定めた順序に従い、他 の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (代表取締役及び役付取締役) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 (条文省略) 第20条 (現行どおり) ② 取締役会は、その決議によって取締役の ② 取締役会は、その決議によって取締役の 中から取締役社長1名を定め、必要に応じて 中から取締役社長1名を定め、必要に応じて 取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若 取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常 干名を定めることができる。 務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) (取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがあ 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがあ る場合を除き、取締役社長がこれを招集し議 る場合を除き、代表取締役がこれを招集し議 長となる。 長となる。 ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会 ② 代表取締役に事故あるときは、取締役会

においてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が取締役会を招集し、議長となる。

においてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役(7名全員)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	がずる 永田 豊志 (1966年1月19日生) 再任	1996年 1 月 1999年 7 月 2003年 5 月 2005年11月 2006年 4 月 2015年 4 月 2015年 3 月 2017年 4 月 2017年 8 月 2019年 1 月 2019年 4 月 2020年 4 月	イメント 代表取締役 株式会社スマートイメージ設立 代表取締役 当社 代表取締役 当社 取締役 当社 取締役 当社 取締役副社長 株式会社アンジー 取締役 合同会社TRIPLEX 代表社員 (現任)	1,190,200株
	<取締役候補者とし 永田豊志氏は、		創業者として2005年11月に	取締役に就

永田豊志氏は、森雅弘氏と共同創業者として2005年11月に取締役に就任して以来、創業期のビジネス基盤を強化し、グローバルな知見とともに、インターネット事業への深い知識を有しております。現在は当社の代表取締役社長、当社の連結子会社である日本テレホン株式会社の代表取締役会長として経営の指揮を執り、当社企業価値の向上に貢献しております。今後も強いリーダーシップにより当社グループ全体を牽引し、持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数		
2	森 董 董弘 (1963年9月1日生) 再任	1996年10月 1997年11月 1998年9月 2003年5月 2015年4月 2015年9月 2018年8月 2019年1月 2019年4月 2020年1月 2020年3月	クス (現 株式会社ショーケース) 代表取締役 株式会社スマートイメージ 取締役 当社 代表取締役社長	1,538,300 株		
	<取締役候補者とし	<u> </u> 」た理由>	貝(現住)			
			社の代表取締役として当社の			
	し、ビジネス基盤の強化及び企業価値向上に貢献しました。インターネト事業における豊富な経験と実績、また会社経営全般に関する見識を有					
	ております。現在は当社代表取締役会長として、当社のコンプライアンス					
			ります。これらの経験と実績だ			
			ることから、当社取締役として	て適任であ		
	ると判断し、引き組	冗ご以が仅候佣で	自としました。			

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	「中野井」(15年)(1976年1月9日生) 「再任」	1998年 4 月 若築建設株式会社 入社 2007年 1 月 株式会社アナップヤタカイン コーポレーテッド (現株式会社 ANAP) 経理課長 2010年 8 月 株式会社ステリック再生医科学研究所会長室長 2014年11月 ホームエネルギーマネジメントサービス株式会社 取締役 2016年10月 株式会社ソフトプルディングス グループ 業務推進室長 2017年 7 月 同社執行役員財務担当 2018年10月 株式会社ソフトカールディングス 代表取締役社 長 2019年 6 月 当社 軽理財務部部長 2019年 7 月 当社 執行役員CFO 株式会社Showcase Capital 執行役員CFO プラップノード株式会社 監査役 (現任) 2022年 3 月 当社 取締役CFO (現任) 2022年 4 月 株式会社Showcase Capital 代表取締役 (現任) 2022年 7 月日本テレホン株式会社 取締役CFO (現任)	
	した理由> 、建設、アパレル、バイオ、ITなど幅広い業 を歴任し豊富な経験と実績を有しております。 材務戦略を統括し、当社の持続的成長に多大な・	当社CFO る貢献をし	
		実績と経験を活かし、当社企業価値の更なる向 から、当社取締役として適任であると判断し、 ・	

締役候補者としました。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、	担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
		2000年8月	株式会社マイクロメイツ 入社	
		2006年 1 月	株式会社エムユーコミュニ ケーションズ 入社	
	ナカムラ コウイチロウ	2009年10月	株式会社じぶん銀行(現株式会社auじぶん銀行) 入行	
	中村 浩一郎 (1971年10月31日生)	2017年 6 月	同行 コンシューマーファイナンス営業部 次長	_
	再任	2019年10月	同行 コンシューマーファ イナンス企画推進部長	
4		2020年 4 月	当社 金融デジタルイノベーション推進室 室長	
		2020年 6 月	当社 執行役員(SaaS事業 担当)	
		2022年 3 月	当社 取締役(SaaS事業担当)(現任)	

<取締役候補者とした埋由>

中村浩一郎氏は、これまでの金融ビジネスの経験やコールセンターマネジ メントの豊富な経験を活かし、当社取締役としてSaaS事業の成長に貢献して おります。現在は当社の企業と顧客をつなぐオンライン手続プラットフォー ムサービスである「おもてなしSuite」の管掌役員として指揮を執っており ます。今後も当社の成長戦略や企業価値の更なる向上への貢献が期待できる ことから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としまし た。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
5	大統 ^國 芳元 大部 ^國 芳元 (1955年1月17日生) 再任	2003年 5月 2007年 6月 2011年 6月 2014年 1月 2016年 4月 2017年 3月 2017年 6月	株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行スイス三和銀行 社長UFJつばさセキュリティーズアジア(現 三菱UFJセキュリティーズ(香港))社長MUハンズオンキャピタル代表取締役社長同社 代表取締役会長マルハンジャパン銀行 取サタパナ銀行 取締役副会長 社外取締役 (現任)株式会社フルッタフルッタ社外取締役 株式会社ハシラス 監査役	9,500株
	矢部芳一氏は、主要職を歴任しておりから、当社の経営者	当社ビジネスの J、長年の実績が 執行の監視に大き	が期待される役割の概要> 主要顧客である金融業界においいいの経営に対する知見や人脈もいいなのとが期待できる知見や人脈もいまな役割を果たすことが期待できるも期待できることから、当	豊富なこと き、またコ
			ますも知らてきるととから、当 を続き取締役候補者としました。	

候補者番 号		略歴、地位、	担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
6	プルマ に日子等 中原 裕幸 (1952年12月15日生) 新任	2002年 4 月 2008年 2 月 2009年 2 月 2015年 1 月	富士ゼロックス株式会社 入社 同社 インターネットセキュリティサービス beat事業 事業部長 サイボウズ株式会社 パートナー営業部長 同社 執行役員カスタマー本部長、営業本部長 同社 常務執行役員 営業本部長 様式会社FN 代表取締役社 長(現任)	-
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>中原裕幸氏は、ソフトウェア販売、営業組織の構築、マネジスで豊富な経験と実績を有しております。特にパートナー戦略のエパートナー開拓等において高い知識、スキルを持ち、当社の経営営方針に助言を期待し、客観的視点で当社業務執行の監督の役割ることから、当社社外取締役として適任であると判断しました。				案から新規 戦略及び経

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数	
		2000年10月	弁護士登録		
		2000年10月	富士総合法律事務所 入所		
		2001年10月	鳥飼総合法律事務所 入所 (現任)		
	サトゥーカォリ 佐藤 香織	2010年 9 月	千葉大学大学院専門法務研 究科 非常勤講師 (現任)		
	(1973年7月30日生)	2021年7月	一般社団法人創医会 監事 (現任)	_	
	新任	[新仕]	2022年7月	株式会社スタートライン 社外取締役(現任)	
7		2022年11月	ヘルスケア&メディカル投資法人 監督役員 (現任)		
		2022年12月	株式会社リログループ 仮監査役(社外監査役)(現		
			監査役(社外監査役)(現 任)		
	< 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 佐藤香織氏は、株式会社及び社団・財団法人の運営・コンプライア				
			イアンス・		
	ガバナンス・役員責任・労務等法人の法務全般、国内外の租税案件(税			件(税務訴	
	訟・不服申立て・税務調査など) 等に携わり、これらに関するセミナー				
	修講師も務めている	ます。客観的視点	気で当社業務執行の監督の役割:	も期待でき	
	ることから、当社社	±外取締役として	「適任であると判断しました。		

- (注) 1. 取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 矢部芳一氏は、社外取締役候補者です。なお、矢部芳一氏は東京証券取引所が定める一般 株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、本総会に おいて選任いただいた後、引き続き独立役員に指定する予定です。社外取締役候補者であ る中原裕幸氏、佐藤香織氏は、当社は本議案は原案どおり承認可決され同氏が就任した場 合、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
 - 3. 社外取締役候補者である矢部芳一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締 結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を 継続する予定であります。社外取締役候補者である中原裕幸氏及び佐藤香織氏の新任が承 認された場合、上記責任限定契約を締結する予定です。
 - 4. 当社は、2018年12月以降の取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
 - 5. 矢部芳一氏は、現在当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、6年であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

現監査役小島 大氏は、任期途中ではありますが、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役の候補者は社外監査役候補者であります。なお本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式数
トゥメ ダクヤ 東目 拓也 (1986年1月7日生) 新任	2011年12月 弁護士登録2012年1月弁護士法人北浜法律事務所 (東京事務所) 入所 (現在)2014年2月 増田・船井・アイファート&ミッチェル法律事務所 (米国イリノイ州シカゴ) 客員弁護士2015年4月 日本取引所自主規制法人上場管理部2018年10月 野村證券株式会社 (現在:部分出	-
	向)	

<社外監査役候補者とした理由>

東目拓也氏は、弁護士事務所で約10年にわたり、企業法務を中心として上場会社・非上場会社の顧客に対して法律サービスを提供してまいりました。専門分野は、M&A、上場会社法務・証券市場、会社法・金融商品取引法、コーポレートガバンスとなります。また、上場企業の社外取締役にも就任されていることや証券取引実務にも明るいことから、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると考え、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 東目拓也氏は社外監査役候補者です。なお、当社は本議案は原案どおり承認可決され同氏が就任した場合、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
 - 3. 社外監査役候補者である東目拓也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定でございます。なお、当該契約 に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
 - 4. 当社は、2018年12月以降の取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定めた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、あらかじめ補欠監査役 1名の選任をお願いしたいと存じます。

本選任の効力につきましては就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができます。

また、本議案の提出につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。 補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)		略歴、	地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
	1977年	3月	株式会社丸井(現株式会社丸井グループ)入社	
	2000年	1月		
	2006年	3月	同社総務部長	
	2006年	8月	株式会社シーエスシー 代表取締役	
デグチ アキラ			社長	
出口晃	2012年	4月		
(1955年3月8日生)			常勤監査役	1,000株
	2015年	4月	111202127071777	
			局長	
	2016年	10月	当社入社 内部監査室	
	2017年	4月	当社 内部監査室長 (現任)	
	2018年	5月	当社 監査役会補助使用人 (現任)	
	2019年	6月	公益社団法人日本フラワーデザイナ	
			一協会理事(学識経験) (現任)	

<補欠監査役候補者とした理由>

出口晃氏は、当社の内部監査室長としての経験に加え、上場会社の管理部門の管理責任者としての経験と知識を有していることから、当社の補欠監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、出口晃氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に基づき、同氏と同 法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を 締結する予定です。

以上

(ご参考) 本議案の承認が得られた場合の取締役のスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

- ・スキルの位置付け:候補者に特に議論への貢献を期待する領域
- ・スキルのマッピング方法:経営会議で検討を行い取締役会で審議・決定

取締役会全体として備えるべきスキル

当社のスキルマトリックスは、コアバリュー「おもてなしテクノロジーで人を幸せに」とビジネスコンセプトである「企業と顧客をつなぐDXクラウドサービス」の実現を目指し、「事業報告(3)対処すべき課題」で掲げた各課題の解決のために当社の取締役が持つべき知見・経験より各スキル項目を次のとおり一覧化し、保有するスキルのバランスに配慮しながら取締役の構成・規模を決定しております。

企業経営/経営戦略	上場企業における経営全般の責任者とし、全社的・中長期的な視点に立ち、意思決定を 行うとともに、様々な社会課題の解決を機会とし、当社のコアパリューである「おもて
正未准占/准占判断	なしテクノロジー」を提供し、持続的な成長を実現するためのスキル
営業/マーケティング	特に経営戦略および業績に大きくインパクトを与える、マーケティングや販売について の戦略立案とモニタリングおよび具体的なマーケティング・商品開発・販売活動の実施 にかかるスキル
IT/DX	企業活動において巨大化・複雑化する情報システムを適正な投資規模で運営するとともに、情報セキュリティを始めとするリスク対応、更には近年のDX等についての企画・実行を行いうるスキル
会計/財務/経理	事業の成長性と収益性及び高い資本効率の実現を目指し、制度面・内部管理面双方の視点から、会計・税務という切り口で把握・対応(監査法人・税務調査対応を含む)しつつ、適時適切な開示と透明性の高いガバナンスを実践するスキル
人事/労務/人材開発	企業内において人事制度の立案・運用を担うとともに、構成かつ適切な組織の維持を担うとともに、特に、役員・経営幹部に対する昇格や報酬に関する適正な仕組みの構築と 運用を担うためのスキル
ガバナンス/法務/RM	国内外で複雑化する法制度・各種規制、会社法およびコーポレートガバナンスコードの 趣旨を理解し、リスクを抽出し適切な対処行動を行う、さらには法令遵守の観点に立ち、 企業活動全体に対して啓蒙活動と仕組みの構築行いうるスキル
アライアンス/ パートナーシップ	企業活動において、資本業務提携や業務提携などのアライアンス戦略の立案、代理店開 拓・渉外・マネジメントなどのパートナーシップを構築・運用するスキル

各取締役が有するスキル (スキルマトリックス)

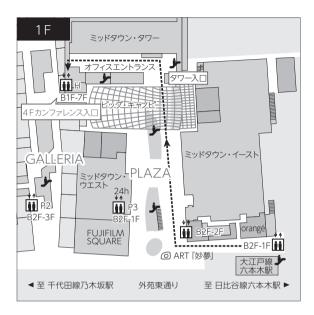
本招集後通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営/ 経営戦略	営業/マー ケティング	IT/DX	財務/経理	人事/労務/ 人材開発		アライアンス/ パートナーシップ
永田 豊志	代表取締役社長	0	0	0		0		0
森 雅弘	代表取締役会長	0	0			0		0
平野井 順一	取締役	0			0	0		0
中村 浩一郎	取締役	0	0	0				0
矢部 芳一	社外取締役	0			0			0
佐藤 香織	社外取締役					0	0	
中原 裕幸	社外取締役	0	0	0				0
小野 和典	常勤監査役	0					0	
南方 美千雄	社外監査役	0			0			
東目 拓也	社外監査役				0		0	

※上記は、特に期待するスキルを示したものであり、すべてのスキルを表したものではありません。

〈メ	Ŧ	欄〉	

「会場ご案内図 (詳細)」



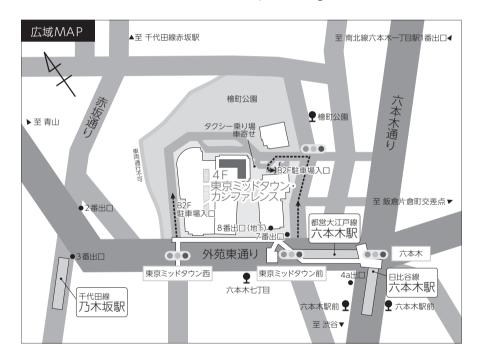


株主総会会場ご案内図

(詳細は前頁をご参照ください)

会 場 東京都港区赤坂九丁月7番2号

東京ミッドタウン ミッドタウン・タワー 4階 カンファレンス「Room71



最寄駅 六本木駅

都営大江戸線8番出口より直結

東京メトロ日比谷線4a出口側から地下通路を経由し、8番出口より 直結

乃木坂駅

東京メトロ千代田線3番出口より徒歩約3分

第27期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

連結株主資本等変動計算書 連結 注 記 表 株主資本等変動計算書 個 別 注 記 表

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

株式会社ショーケース

連結株主資本等変動計算書

(2022年 1 月 1 日から) 2022年12月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本						
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
当期首残高	954,014	862,987	363,282	2,180,285			
連結会計年度中の変動額							
新株の発行(新株予 約権の行使)	225	225		451			
剰余金の配当			△55,683	△55,683			
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△526,332	△526,332			
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計	225	225	△582,015	△581,564			
当期末残高	954,239	863,213	△218,732	1,598,720			

	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	_	2,180,285
連結会計年度中の変動額		
新株の発行(新株予 約権の行使)		451
剰余金の配当		△55,683
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△526,332
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)	676,958	676,958
連結会計年度中の変動額合計	676,958	95,393
当期末残高	676,958	2,275,678

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社Showcase Capital

日本テレホン株式会社

連結の範囲の変更 当連結会計年度において、日本テレホン株式会社の株式を新

たに取得し、実質支配力基準により子会社となったため、連

結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 1社

会社等の名称 株式会社インクルーズ

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち日本テレホン株式会社の決算日は10月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商品

原則として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による 簿価切下げの方法により算定)

什掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにレンタル資産については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

8~24年

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウエア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間 (3年以内) に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を当期償却額としております。

自社利用目的のソフトウエア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており ます。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

一部の連結子会社の従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金 規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合について、顧客への財又はサービスの提供における役割 (本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識しております。

また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① SaaS事業

・ナビキャストシリーズ

顧客に成果物を納品し、検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、一部の取引は、納品時点と検収時点とに重要な差異がないと判断し、納品時点で収益を認識しております。

・おもてなしSuiteシリーズ及びProTechシリーズ

顧客にサービスが提供される期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、一部の従量課金については、アクセス数やユーザー数などの従量に応じて収益を認識しております。

② 広告・メディア事業

顧客と合意した契約条件に基づき広告配信、記事出稿等を行っており、当該配信、出稿等に関して顧客と合意した成果について検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

③ クラウドインテグレーション事業

主に受託開発を行っており、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受託開発契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④ 情報通信関連事業

・リユース関連事業

主にリユースモバイル端末の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。

· 移動体通信関連事業

移動体通信端末機器の販売及びその附帯サービス全般を提供することにより、顧客及び代理店契約を締結している移動体通信事業者及び一次代理店より対価及び手数料収入を受領しております。移動体通信端末機器の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しており、また、附帯サービス全般については、サービスを提供した時点又は期間において移動体通信事業者及び一次代理店からの情報に基づき収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

その効果が発現すると見込まれる期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

発生時に全額費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「収益認識に関する会計基準 | 等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下 「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財 又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取 ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、受託開発 契約について、従来は、受託開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場 合には、丁事准行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客 に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義 務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しておりま す。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した 売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。 ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点 までの期間がごく短い受託開発契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期 間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しており ます。また、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるよう に手配する履行義務である場合について、従来は、総額で収益を認識しておりまし たが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した 結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに 定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方 針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加 減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取 手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表 示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」 及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結 損益計算書は、売上高は26,699千円減少し、売上原価は26,699千円減少しており ます。販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に 与える影響はありません。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されておりますが、連結株 主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

1株当たり情報に与える影響はありません。

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これにより、投資有価証券のうち、従来は時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた新株予約権について、従来は取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。

また、「(金融商品に関する注記)」において、金融商品の時価のレベルごとの内 訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「リース債務」は24,919千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました 「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「為替差益」は851千円であります。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「投資有価証券評価損」は315千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(営業投資有価証券及び投資有価証券の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券(非上場株式)9,377千円営業投資有価証券(投資事業組合への出資)101,772千円投資有価証券(非上場株式等)69,932千円特別損失 その他(投資有価証券評価損)315千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等については、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎とした実質価額が取得価額と比べて50%以上低下したものについて、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。また、外貨建の非上場株式は、期末日の為替レートで換算しております。

投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

投資有価証券の評価にあたって、市場価格のない株式等及び投資事業組合が保有する株式等については、経済環境の仮定等の不確実性が含まれており、経済環境の悪化等が生じる場合、翌連結会計年度以降において追加での減損処理が必要となる可能性があります。

(のれんの評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額のれん(日本テレホン株式会社)

231.842千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、当連結会計年度において、日本テレホン株式会社の株式を取得し、取得原価の配分を行っております。当該取得原価の配分により、のれんが計上されております。当社は、日本テレホン株式会社の損益計画及び損益 実績を使用して減損損失の計上要否を検討しております。当連結会計年度において、当該のれんについて減損損失は計上しておりません。

減損損失の計上要否の検討に使用した損益計画には不確実性があり、損益 計画と損益実績に乖離が生じる場合、翌連結会計年度以降において当該のれ んについて減損損失が計上される可能性があります。 (のれん及び技術関連資産の評価)

 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額のれん(スグレス事業) 207,806千円 無形固定資産 その他(技術関連資産) 66,239千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、当連結会計年度において、事業譲受によりスグレス事業を取得し、取得原価の配分を行っております。当該取得原価の配分により、のれん及び技術関連資産が計上されております。当社は、スグレス事業の損益計画及び損益実績を使用して減損損失の計上要否を検討しております。当連結会計年度において、当該のれん及び技術関連資産について減損損失は計上しておりません。

減損損失の計上要否の検討に使用した損益計画には不確実性があり、損益 計画と損益実績に乖離が生じる場合、翌連結会計年度以降において当該のれ ん及び技術関連資産について減損損失が計上される可能性があります。

(追加情報に関する注記)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、会計上の見積りについて、現時点で入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症については、未だ収束しておらず、事業環境の急激な変化や経済状況の悪化等のリスクは依然として存在しております。感染の再拡大等があった場合、営業活動が制限され、当社グループの業績に影響がある可能性があります。

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響については、事業によってその影響や程度が異なるものと認識しております。当社グループが営む事業のうち、影響があると考えられる事業及びその内容は次のとおりであります。

情報通信関連事業に含まれるリユース関連事業においては、政府や自治体の要請によって営業活動の自粛や取引先の活動自粛等が発生することから、リユースモバイル端末の調達数及び販売数が減少し、営業収益が減少する可能性があると考えております。また、情報通信関連事業に含まれる移動体通信関連事業においては、ショップの来店客数の減少や外販イベントの延期等によって、営業収益が減少する可能性があると考えております。

しかしながら、現時点において当社グループの業績に重要な影響はないことから、今後、当社グループの業績に与える影響が著しく大きくなることはないと判断しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

164.597千円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
 普通株式
 8,569,100株

- 2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月14日 取締役会	普通株式	55,683	6.50	2021年 12月31日	2022年 3月24日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計 年度となるもの 該当事項はありません。
- 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株 式の種類及び数

普诵株式

8.400株

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借入による方針であります。当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部 外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスク は僅少であります。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する 株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務等は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社グループは、営業債権についてはコーポレート本部等が取引先別に期日 及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しておりま す。
- ② 市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、コーポレート本部等が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提 条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	3,693	3,693	_
資産計	3,693	3,693	_
(1) 長期借入金(1年内返 済予定長期借入金を含 む)	904,842	904,108	△733
負債計	904,842	904,108	△733

- (※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結 貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
営業投資有価証券	9,377
投資有価証券	69,932

当連結会計年度において、投資有価証券について315千円の減損処理を行っております。

(※3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業 体への出資については記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対 照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
営業投資有価証券	101,772

(表示方法の変更)

前連結会計年度において記載しておりました「リース債務」は、金額的重要性が 乏しくなったため、当連結会計年度より記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場に

おいて形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に

関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイ

ンプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した

時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した

時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	_	3,693	_	3,693
資産計	_	3,693	_	3,693

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分		時価(千円)		
	运 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	長期借入金(1年内返済予 定長期借入金を含む)	ı	904,108	_	904,108
	負債計	_	904,108	_	904,108

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

新株予約権は、活発な市場における類似の資産に関する市場取引価格を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利

によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント			
	SaaS事業	広告・メデ ィア事業	クラウドイ ンテグレー ション事業	投資関連 事業
顧客との契約から 生じる収益	970,243	437,016	198,337	3,440
その他の収益	_	_	_	69,841
外部顧客への売上高	970,243	437,016	198,337	73,282

	報告セグメント			
	情報通信関連事業			
	リユース 関連事業	移動体通信 関連事業	その他の 事業	小計
顧客との契約から 生じる収益	1,979,009	964,293	8,580	2,951,883
その他の収益	_	_		_
外部顧客への売上高	1,979,009	964,293	8,580	2,951,883

	報告 セグメント 計	その他	合計
顧客との契約から 生じる収益	4,560,921	880	4,561,801
その他の収益	69,841		69,841
外部顧客への売上高	4,630,763	880	4,631,643

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方 針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	223,820
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	548,812
契約資産(期首残高)	_
契約資産(期末残高)	90,561
契約負債(期首残高)	6,019
契約負債(期末残高)	14,080

契約資産は、受託開発について、期末日現在で進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 186円57銭(2) 1株当たり当期純損失(△) △61円43銭

(重要な後発事象に関する注記)

(重要な事業の譲渡等)

連結子会社である日本テレホン株式会社(以下、「日本テレホン社」という。)は、2022年11月25日開催の取締役会において、リユース関連事業に経営資源を集中させることを目的に、日本テレホン社の運営する移動体通信事業者ブランドによる4店舗の専門ショップにつき、ITXコミュニケーションズ株式会社に対してauショップ2店舗を事業譲渡、株式会社テレックス関西に対してドコモショップ1店舗を事業譲渡、及びドコモショップ1店舗の閉店を決議いたしました。このうち、ITXコミュニケーションズ株式会社に対するauショップ2店舗の事業譲渡については、2023年2月1日に事業譲渡契約を締結し、事業譲渡を行いました。

(1) 譲渡及び閉店する事業の内容、規模

	前連結会計年度		当連結会	計年度
	売上高 (千円)	売上高に 占める割合 (%)	売上高 (千円)	売上高に 占める割合 (%)
移動体通信関連事業	_	_	964,293	20.8

- (注) 日本テレホン社は当連結会計年度より連結の範囲に含めているため、前連 結会計年度に該当事業の売上高は含まれておりません。
- (2) 譲渡する事業の資産・負債の額 現時点では確定しておりません。

(3) 譲渡又は閉店の時期

	契約締結(予定)日	譲渡又は閉店(予定)日
auショップ2店舗 (事業譲渡)	2023年2月1日	2023年2月1日
ドコモショップ1店舗 (事業譲渡)	2023年4月1日	2023年4月1日
ドコモショップ 1 店舗 (閉店)	_	2023年3月31日

(4) 譲渡価額

譲渡先の意向により、非開示としております。

(連結子会社における資本金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

連結子会社である日本テレホン株式会社(以下、「日本テレホン社」という。)は、2022年12月27日開催の取締役会において、2023年1月27日開催の第35回定時株主総会に、資本金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において原案どおり承認されました。

(1) 目的

日本テレホン社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化と、将来の剰余金の配当や自社株取得等の株主還元策を行えるようにするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を高め、効率的な経営を推進することを目的として、資本金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものです。

(2) 資本金の額の減少の要領

- ① 減少する資本金の額 資本金の額1,054,323千円のうち1,004,323千円を減少し、50,000千円と いたします。
- ② 資本金の額の減少の方法 会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 利益準備金の額の減少の要領

- ① 減少する利益準備金の額 利益準備金の額31,627千円の全額を減少して-千円といたします。
- ② 利益準備金の額の減少の方法 会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の額を減少し、減少する 利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えます。

(4) 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び利益準備金の額の減少並びにその他資本剰余金及び繰越利益剰余金の増加の効力発生を条件として、以下のとおり別途積立金の全額及びその他資本剰余金の一部を減少させて繰越利益剰余金に振り替えます。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 646,165千円 別途積立金 390,000千円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,036,165千円

(5) 日程

① 取締役会決議日 2022年12月27日 ② 定時株主総会決議日 2023年1月27日

③ 債権者異議申述最終期日 2023年3月20日 (予定)

④ 効力発生日 2023年3月31日 (予定)

(重要な新株予約権の発行)

連結子会社である日本テレホン株式会社(以下、「日本テレホン社」という。)は、2022年12月27日及び2023年1月10日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、日本テレホン社の結束力をさらに高めることを目的として、日本テレホン社の取締役5名及び従業員8名に対して、有償にて新株予約権を発行いたしました。

本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。また、当社株価が一定の水準を下回った場合に、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。

新株予約権の総数	2,980個
新株予約権の目的となる株式の 種類及び数	普通株式 298,000株
新株予約権の割当日	2023年1月13日
新株予約権の払込金額	1個当たり100円
払込期日	2023年1月13日
新株予約権の行使期間	2023年1月13日から2033年1月12日まで
新株予約権の行使価額	1 株当たり269円
本新株予約権の譲渡	日本テレホン社の取締役会の決議による承認を要する
本新株予約権の強制行使	本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする

株主資本等変動計算書

(2022年 1 月 1 日から) 2022年12月31日まで)

(単位:千円)

				(<u>半四・11 J)</u>		
		株 主 資 本				
		資本剰余金				
	資 本 金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		
当期首残高	954,014	934,014	450	934,464		
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予 約権の行使)	225	225		225		
剰余金の配当						
当期純損失 (△)						
事業年度中の変動額合計	225	225	_	225		
当期末残高	954,239	934,239	450	934,689		

	利益剰	制余金		佐 盗 立
	その他 利益剰余金 繰越利益	 利益剰余金 合 計	株主資本 合 計	純資産合計
	剰余金			
当期首残高	268,590	268,590	2,157,068	2,157,068
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予 約権の行使)			451	451
剰余金の配当	△55,683	△55,683	△55,683	△55,683
当期純損失 (△)	△360,316	△360,316	△360,316	△360,316
事業年度中の変動額合計	△415,999	△415,999	△415,548	△415,548
当期末残高	△147,409	△147,409	1,741,520	1,741,520

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引取引法 第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの 方法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及 び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15~24年

工具、器具及び備品 4~5年

(2) 無形固定資産

のれん

その効果が発現すると見込まれる期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

市場販売目的のソフトウエア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間 (3年以内) に基づく均等配 分額とを比較し、いずれか大きい額を当期償却額としております。

自社利用目的のソフトウエア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

発生時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計ト基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合について、顧客への財又はサービスの提供における役割 (本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識しております。

また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) SaaS事業

・ナビキャストシリーズ

顧客に成果物を納品し、検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、一部の取引は、納品時点と検収時点とに重要な差異がないと判断し、納品時点で収益を認識しております。

・おもてなしSuiteシリーズ及びProTechシリーズ

顧客にサービスが提供される期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、一部の従量課金については、アクセス数やユーザー数などの従量に応じて収益を認識しております。

(2) 広告・メディア事業

顧客と合意した契約条件に基づき広告配信、記事出稿等を行っており、当該配信、出稿等に関して顧客と合意した成果について検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(3) クラウドインテグレーション事業

主に受託開発を行っており、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受託開発契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「収益認識に関する会計基準」等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下 「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財叉は サービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると 見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、受託開発契約 について、従来は、受託開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合に は、丁事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一 定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を 充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。 履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上 原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。ただ し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点まで の期間がごく短い受託開発契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間に わたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しておりま す。また、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように 手配する履行義務である場合について、従来は、総額で収益を認識しておりました が、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結 果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに 定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を 遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減 し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、 当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は26,699千円減少し、売上原価は26,699千円減少しております。販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されておりますが、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

1株当たり情報に与える影響はありません。

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的 重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「投資有価証券評価損」は315千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(投資有価証券の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 投資有価証券 (非上場株式等)

特別損失 その他 (投資有価証券評価損)

30,000千円 315千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等については、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎とした実質価額が取得価額と比べて50%以上低下したものについて、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。

投資有価証券の評価にあたって、市場価格のない株式等については、経済 環境の仮定等の不確実性が含まれており、経済環境の悪化等が生じる場合、 翌事業年度以降において追加での減損処理が必要となる可能性があります。

(のれん及び技術関連資産の評価)

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) (のれん及び技術関連資産の評価)」に記載した内容と同一であります。

(追加情報に関する注記)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、会計上の見積りについて、現時点で入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症については、未だ収束しておらず、事業環境の急激な変化や経済状況の悪化等のリスクは依然として存在しております。感染の再拡大等があった場合、営業活動が制限され、当社の業績に影響がある可能性があります。

しかしながら、現時点において当社の業績に重要な影響はないことから、今後、 当社の業績に与える影響が著しく大きくなることはないと判断しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

62.944千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、 次のとおりであります。

短期金銭債権 7,147千円 短期金銭債務 564千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 21,459千円 売上原価 1,814千円 販売費及び一般管理費 1,272千円 営業取引以外の取引による取引高 1.454千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、投資有価証券評価損、 関係会社株式評価損及び減価償却超過額であり、評価性引当額は239,601千円で あります。

繰延税金負債の発生の原因は、税務上の収益認識差額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
株式会社 子会社 Showcase Capital	1000%	役員の兼任資金の貸付	資金の貸付	60,000	関係会社 長期貸付金	160,000	
			利息の受取 (注)	1,244	_	_	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額

203円23銭

(2) 1株当たり当期純損失(△)

△42円05銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。